

期日前投票所一覧

(第 1 区)

福井市

〔期日前投票所開設期間〕

- ・8月19日（水）から8月29日（土）まで（最高裁判所裁判官国民審査は8月23日（日）から8月29日（土）まで）
- ・各日：午前8時30分～午後8時まで

施設の名 称	投票することができる選挙人の住 所 地	所 在 地
福 井 市 役 所	合併前の旧福井市の区域 合併前の旧美山町の区域	福井市大手三丁目10-1
す かつ と ラ ン ド 九 頭 竜	〃	〃 天菅生町3-10
森 田 公 民 館	〃	〃 下森田藤巻町2
防 災 セ ン タ ー	〃	〃 和田東二丁目2207
治 水 記 念 館	〃	〃 種池二丁目305
南 体 育 館	〃	〃 下筋生田町33-1
福 井 市 役 所 美 山 総 合 支 所	〃	〃 美山町7-1

永平寺町

施設の名 称	投票することができる選挙人の住 所 地	所 在 地
永 平 寺 町 役 場	永平寺町の区域	永平寺町松岡春日一丁目4
永 平 寺 町 役 場 永 平 寺 支 所	〃	〃 東古市10-5
上 志 比 公 民 館	〃	〃 栗住波1-1

(第 2 区)

大野市

施設の名 称	投票することができる選挙人の住 所 地	所 在 地
大 野 市 役 所	合併前の旧大野市の区域	大野市天神町1-1
大 野 市 和 泉 支 所	合併前の旧和泉村の区域	〃 朝日16-3-4

勝山市

施設の名 称	投票することができる選挙人の住 所 地	所 在 地
勝 山 市 役 所	勝山市の区域	勝山市元町一丁目1-1

鯖江市

施設の名 称	投票することができる選挙人の住 所 地	所 在 地
鯖 江 市 役 所	鯖江市の区域	鯖江市西山町13-1

あわら市

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
あ わ ら 市 役 所	あわら市の区域	あわら市市姫三丁目1-1
あ わ ら 市 保 健 セ ン タ ー	”	” 国影13-13

越前市

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
越 前 市 役 所 今 立 総 合 支 所	合併前の旧今立町の区域	越前市粟田部町11-35

坂井市

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
坂 井 市 役 所 三 国 庁 舎	坂井市の区域	坂井市三国町中央一丁目5-1
坂 井 市 役 所 丸 岡 庁 舎	”	” 丸岡町西里丸岡12-21-1
坂 井 市 役 所 春 江 庁 舎	”	” 春江町随応寺17-10
坂 井 市 多 目 的 研 修 集 会 施 設	”	” 坂井町下新庄1-1

池田町

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
池 田 町 役 場	池田町の区域	池田町稲荷35-4

(第 3 区)

福井市

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
越 廼 公 民 館	合併前の旧越廼村の区域 合併前の旧清水町の区域	福井市茱崎町1-68
福 井 市 役 所 清 水 総 合 支 所	”	” 小羽町27-1

敦賀市

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
敦 賀 市 役 所	敦賀市の区域	敦賀市中央町二丁目1-1

小 浜 市

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
小 浜 市 役 所	小浜市の区域	小浜市大手町6-3

越 前 市

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
越 前 市 役 所	合併前の旧武生市の区域	越前市府中一丁目13-7

南 越 前 町

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
南 越 前 町 役 場	合併前の旧南条町の区域	南越前町東大道29-1
南越前町役場今庄総合事務所	合併前の旧今庄町の区域	〃 今庄74-14
南越前町役場河野総合事務所	合併前の旧河野村の区域	〃 河野15-16-1

越 前 町

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
越 前 町 役 場	合併前の旧朝日町の区域	越前町西田中13-5-1
宮崎コミュニティセンター	合併前の旧宮崎村の区域	〃 江波50-80-1
越前コミュニティセンター	合併前の旧越前町の区域	〃 道口1-24-1
織田コミュニティセンター	合併前の旧織田町の区域	〃 織田36-1

美 浜 町

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
美 浜 町 役 場	美浜町の区域	美浜町郷市25-25

高 浜 町

施 設 の 名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
瑞 祥 苑	高浜町の区域	高浜町宮崎67-4-1

おおい町

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
お お い 町 役 場	合併前の旧大飯町の区域	おおい町本郷136-1-1
おおい町名田庄山村開発センター	合併前の旧名田庄村の区域	〃 名田庄久坂3-42-1

若狭町

施設の名 称	投票することが できる選挙人の 住 所 地	所 在 地
若狭町働く婦人の家	若狭町の区域	若狭町中央1-1
若狭町役場上中庁舎	〃	〃 市場20-18